

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び健診について～

## 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。

支給額が500円以下の場合、支給されません。

## 自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般 住民税非課税世帯	区分Ⅱ (1)	56万円
		区分Ⅰ (2)	31万円
			19万円



- 1 世帯全員が住民税非課税である方
- 2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、保健福祉課 後期高齢者医療担当までお申し出ください。

## 年に1度健診を受けましょう！

健診の目的は、すでに病気になっている人を見つけることだけではありません。肥満や高血圧、脂質異常、高血糖などの生活習慣病のリスクを見つけ、より早く生活習慣の改善を行うことで、生活習慣病の発症や悪化を予防します。

### 集団健診日程は

集団健診の日程は下記のとおりですが、個人健診として津別病院でも健診が受けられます。ご予約は、病院に直接申し込み願います。

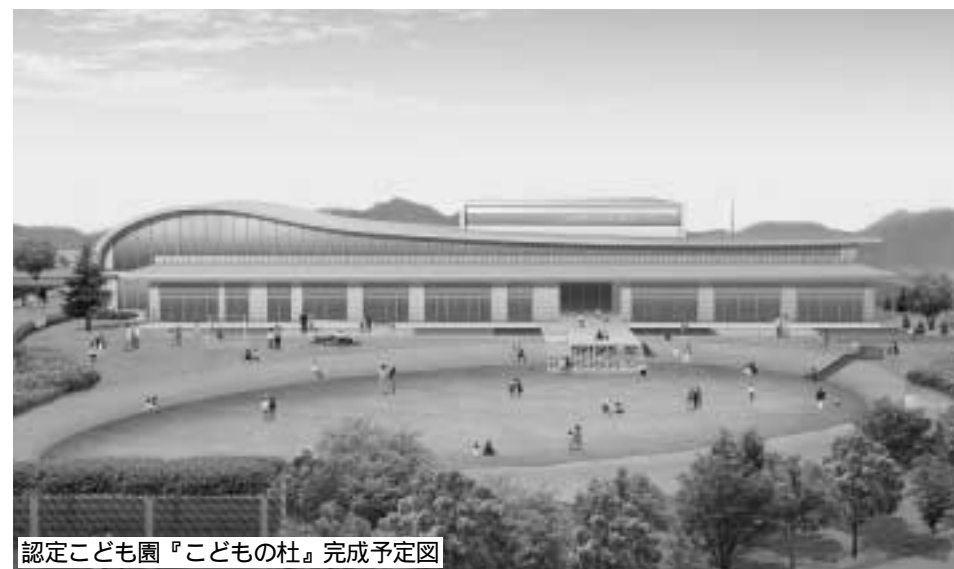
健診日程：平成27年2月12日（木）～13日（金） 午前7時～9時30分
○健診会場：町民会館
申込期間：平成27年1月7日～23日までにお電話にて申し込み下さい（今年度最終健診となります）。
申込み先：保健福祉課健康推進担当 ⑩番窓口 ☎76-2151（内線231・232・332）

### 問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601

保健福祉課 健康医療グループ  
後期高齢者医療担当  
☎76-2151(内線229)

# 4月から幼保連携型の認定子ども園になります



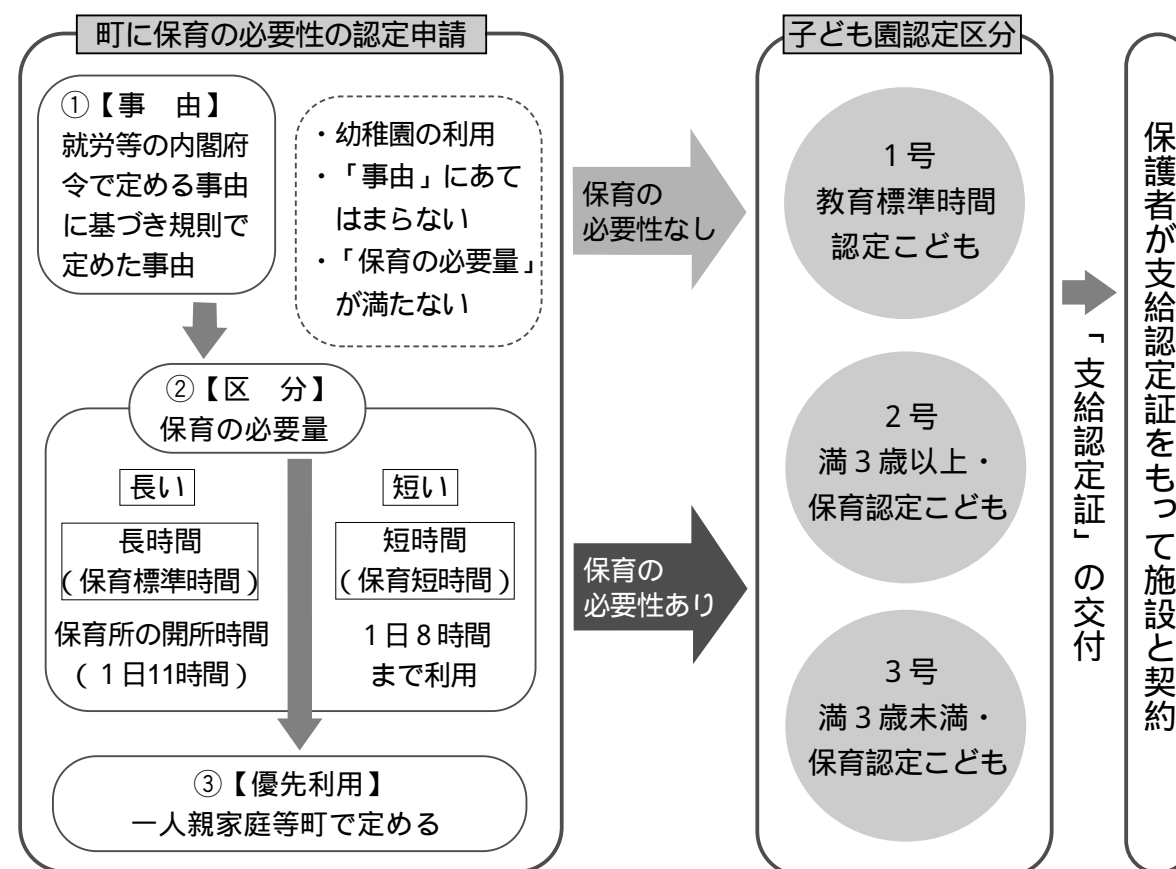
認定子ども園『こどもの杜』完成予定図

津別、活汲、本岐のへき地保育所が3月末で閉所、また青葉幼稚園も閉園して、4月からは、新町に建設中の認定子ども園「こどもの杜」（社会福祉法人夢つべつが運営）にて、

就学前の子どもの教育・保育を行うこととなります。国の制度が改正され、入園方法がこれまでと変わり、はじめに保育の必要性の認定を役場に申請します。

申請内容により1号認定（従来の幼稚園型満3歳以上で保育に欠けない注）子ども、2号認定（保育所型満3歳以上で保育に欠ける注）子ども、3号認定（保育所型3歳未満で保育に欠ける注）子ども（の認定を受け、それぞれの認定証が交付されますので、それを持って子ども園で入園手続きをすることになります。現在、保育所、幼稚園に通園している方については、個別に案内を考えていますが、4月から新たに通園予定の方は、保健福祉課介護福祉グループにお問い合せください。注「保育に欠ける」とは、保護者が児童を保育することができず、同居の親族等も保育できない場合を指します。

## 1号・2号・3号認定の区分イメージ



問い合わせ先 保健福祉課介護福祉グループ福祉担当 ☎76-2151（内線277）